第１号様式（第６条関係）

年　　月　　日

　日進市長　あて

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者（所有者等）

　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　メールアドレス

日進市不良空家判定申請書

日進市不良空家除却促進補助金交付要綱第７条の規定による判定を受けたいので、第６条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

なお、第７条で規定する現地調査を行うための空家への立ち入りについて承諾するとともに、空家の敷地への立ち入りについても土地所有者から同意を得ております。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 空家の所在地 |  | |
| 空家の概要 | 構造 | 木造　・　非木造 |
| 延べ面積 |  |
| 空家となった時期 |  |
| 空家となった理由 |  |
| （添付資料）  （１）位置図  （２）外観写真  （３）別表に掲げる各評定項目につき該当する評定内容の状況が分かる写真　（４）市長が必要と認める書類 | | |

※所有者等が複数の場合、全ての者が申請者となること。

評定内容の状況に関するチェックシート

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 評定区分 | | 評定項目 | 評定内容 | 評点 | 最高評点 | 該当する評定内容に○を記入してください |
| １ | 構造一般の程度 | 基礎 | イ　構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの | １０ | ４５ |  |
| ロ　構造耐力上主要な部分である基礎がないもの | ２０ |  |
| 外壁 | 外壁の構造が粗悪なもの | ２５ |  |
| ２ | 構造の腐朽又は破損の程度 | 基礎、土台、柱又ははり | イ　柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの | ２５ | １００ |  |
| ロ　基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数箇所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの | ５０ |  |
| ハ　基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの | １００ |  |
| 外壁 | イ　外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの | １５ |  |
| ロ　外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出し | ２５ |  |
|  |  |  | ているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの |  |  |  |
| 屋根 | イ　屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨もりのあるもの | １５ |  |
| ロ　屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下がったもの | ２５ |  |
| ハ　屋根が著しく変形したもの | ５０ |  |
| ３ | 防火上又は避難上の構造の程度 | 外壁 | イ　延焼のおそれのある外壁があるもの | １０ | ３０ |  |
| ロ　延焼のおそれのある外壁の壁面数が３以上あるもの | ２０ |  |
| 屋根 | 屋根が可燃性材料でふかれているもの | １０ |  |
| ４ | 排水設備 | 雨水 | 雨どいがないもの | １０ | １０ |  |

（備考）

・各評定項目につき、該当する評定内容に応ずる評点を評定区分ごとに合計した評点（その合計した評点が評定区分ごとの最高評点を超えるときは、その最高評点）を合算する。

・一つの評定項目につき該当する評定内容が２又は３ある場合においては、当該評定項目についての評点は、該当する評定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。